

裾情審第9号  
令和4年6月30日

裾野市長 村田 悠 様

裾野市情報公開審査会  
会長 伊東 哲夫

裾野市情報公開条例（平成28年裾野市条例第8号）第21条の規定  
に基づく諮問について（答申）

令和4年3月3日付け裾建管第292号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

令和4年1月24日付けで審査請求人が提出した公文書開示請求書記載の「裾野市今  
里634-2地先の農道移設の接合部が90cmに成った議事録」「裾野市今里634-  
2地先の農道の車両通行の用途廃止の申請書」の各文書の開示を請求したところ、裾野  
市はいずれの文書も不存在として、裾野市情報公開条例第11条第2項に基づき不開示  
決定処分を令和4年1月31日付け「公文書不開示決定通知書」をもって通知した。

これに対し、同不開示決定の取消しを求めて、審査請求人が裾野市に対し令和4年2  
月10日付け審査請求書に基づき審査請求をしたことから、裾野市は当審査会に令和4  
年3月3日付け諮問書により諮問した案件である。

## 答申

## 第1 審査会の結論

審査請求人（以下、単に請求人という。）が求めている各公文書が隠蔽もなく不存在である以上、公文書を保有していない場合として、裾野市（以下「実施機関」という。）が裾野市情報公開条例第11条第2項に基づき令和4年1月31日付け「公文書不開示決定通知書」をもって不開示決定の処分をしたことはその限りでは妥当である。

なお、本件につき当審査会から第5のとおり提言する。

## 第2 審査請求に至る経緯

## 1 請求人が開示請求した内容

請求人は、令和2年1月24日付け公文書開示請求書により、下記の文書の開示を求めた。

その目的は、第二東名高速道路が完成する前は軽トラックで農道（赤道）を通行できたが、最近設置された民地の太陽光発電設備の周囲がフェンスで囲われたこともあり、新たに設置された農道（赤道）の接合部の幅が90cmとなったため、通行できなくなり、裾野市今里字向海道660番3の耕作地へのアクセスが悪くなったので、その改善を求める資料とするためである。

## 記

- ① 裾野市今里634-2地先の農道移設の接合部が90cmに成った議事録
- ② 裾野市今里634-2地先の農道の車両通行の用途廃止の申請書

## 2 実施機関の不開示理由説明要旨

- (1) 前項の①の議事録であるが、「接合部が90センチに成った議事録」が無いのは事業主体が日本道路公団（現在の中日本高速道路株式会社。以下「ネクスコ」という。）であり、ネクスコの「接合部が90cmに成った議事録」の存否は実施機関において知り得ず、また、事業主体でない実施機関は、個別具体の付替え施設に係る議事録は作成していないためである。
- (2) 前項の②の用途廃止の申請書であるが、実施機関においては、法令上の「農道」及び「農業用道路」に係る明文化された定義は確認できなかったため、請求人のいう「農道」は、法定外公共物である「赤道」として言及する。

請求人のいう赤道は別紙図面1の赤線で記した部分で、この赤道が第二東名高速道路建設に伴い同道路高架下の貯水マス（調整池）に代わり、その代替処置として別紙図面2の赤色で示した部分に付け替えられ、その接合部分が1.9mから90cmとなったのは事実である。

赤道や水路等法定外公共物の公物としての機能を現実に廃止する講学上の公用廃止を伴う用途廃止は、国有財産法その他の法令上、その根拠や手続、効果等

を定めた規定はないが、実施機関においては、裾野市公共用財産用途廃止事務取扱要綱（平成15年裾野市告示第44号）第3条が用途廃止の基準を、また、同要綱第4条が用途廃止の禁止を規定しているところではあるが、そもそも用途廃止とは、現在及び将来とも公共目的に使用する必要がなくなったときに、公共用財産としての性質を喪失させることができるもので、代替施設の設置により旧施設を存置する必要がなくなった場合や、当該公共用物の現況が機能を喪失していて、将来とも機能回復を図る必要性がない場合などに行われるものである。

しかしながら、本件の場合、第二東名高速道路建設事業主であるネクスコが別紙図面1の赤道に代わる赤道を別紙図面2記載のとおり別途設置したことにより、同高速道路の下の赤道として同じ様に存続し、公共の用に供する赤道としての機能や目的は喪失していないことから、用途廃止の申請が必要であるとはいえず、同申請書の作成をしていないことから当該公文書は存在しない。

なお、請求人は、別紙図面2の新たな赤道では接合部分が90cm幅になり、同高速道路下の車両通行が不能の場合となったことは、許されないと指摘するので、その点言及するが、請求人のいう「車両通行が不能の場合」とは、単なる現況であり、公共の用に供する赤道としての機能や目的は喪失していないことから、用途廃止の申請が必要であるとはいえないので、「用途廃止」の申請書は存在しない。よって、申請書の不存在を理由にして、不開示処分にしたのは妥当である、と反論している。

### 3 実施機関の不開示決定に対する請求人の意見の要旨

- (1) 今里地区との確約書（資料5）に添付された地図図面上に赤道（農道）の記載が無いのは市の説明不足でそれ自体手落ちである。
- (2) 道幅1.9mの赤道（農道）が、車両通行が不能となる場合には用途廃止の申請が必要である。
- (3) 付け替えられた赤道（農道）の接合部分が車両の通行できない90cm幅になったことは許されず、その申請書なる文書も存在しないのは許されない。
- (4) すなわち、移設した赤道（農道）の接合部は90cmしかなく、移設前の道幅より1m狭くなり、これまで車両が通行可能であったのに不可能となったわけで、赤道（農道）が車両通行不能となるほど道幅を狭くすることは「用途廃止」にあたり、そのための議事録、用途廃止の申請書等の文書が存在してしかるべきであると、再反論している。
- (5) 更に、資料5の添付図面に「赤道（農道）」の記載がないのが、そもそも問題である旨主張している。

## 第3 本件の争点整理

### 1 争点内容

- (1) 請求人が求めた文書の存否（以下「争点①」という。）
- (2) 不存在の妥当性（以下「争点②」という。）

である。

なお、資料5の添付図面に赤道の記載の無い点であるが、同図面はネクスコが作成した図面であって、赤道を付け替えた後の図面、すなわち、第二東名高速道路完成後の完成予定図面であって、現況と同様の地形を現したものであるから、請求人の指摘は当たらないので、争点とはならないものと思料する。

#### 第4 当審査会の争点に対する判断

- 1 争点①であるが、請求人が求めている議事録及び申請書の存否であるが、実施機関は両文書とも存在しないと答弁し、当審査会が調査してもその存在は認められず、実施機関が、殊更、隠蔽している事実も認められない。

不存在である以上、裾野市情報公開条例第11条第2項の公文書を保有していない場合として、「不開示」とした決定処分はその限りでは妥当である。

- 2 争点②であるが、実施機関が所有する道路及び水路に係る行政財産（公共用財産）の用途廃止及び事務引継ぎの円滑な処理を図るため、「裾野市公共財産用途廃止事務取扱要綱」が定められており、その第7条で用途廃止の適否は「裾野市公共財産引継連絡協議会」を設置して、審査する制度になっている。

本件赤道に付随する水路部分の用途廃止の協議会は平成30年1月29日に開催されているが、本件赤道に関する協議会は開催されていない。したがって、開催されていない協議会の議事録が存在しないことは、首肯できる。

- 3 しかも、実施機関は、請求人の要求した「議事録」自体はないが、赤道が別紙図面1から別紙図面2の様になり、かつ、接合部分が90cmに縮小された経緯と理由の分かる公文書として、弁明書とともに、請求人に対し、別紙資料一覧表記載の1乃至9の文書を交付している。

そのうえで、弁明書第6項で(4)のとおり説明し、かつ、その説明の文書（資料1乃至9）を交付している。

- (1) これらの文書、当審査会の調査等から、別紙図面1の赤道部分に貯水マス（調整池）が建設され、その結果、無くなった赤道が別紙図面2の赤道部分に付け替えられた経緯、及びそのための利害関係人との協議や裾野市とネクスコとが旧赤道部分と新赤道部分とを交換した契約書の存在が認められ、また、貯水マス（調整池）を創設することは第二東名高速道路建設に伴う下流河川への雨水流出量の増大を抑制するための必要な事業であったとの主張をしていることが見て取れる（道路法第26条、29条、30条参照）。
- (2) 以上のことから、請求人が求めている議事録や申請書ではないが、本件赤道が90cmになった事情を開示していると言えるので、市民の知る権利を確保し、市政の公正な執行と市民の信頼の確保を図り、市民参加による開かれた行政の運営を行うという情報公開制度の趣旨はその限りでは認められる。

#### 第5 当審査会の提言

1 本件の場合、申請書が存在しないので、その限りでは裾野市情報公開条例第11条第2項に基づき、不開示処分も致し方なかったとの第1記載の結論に至ったのであるが、接合部分が90cm幅となって付け替えられたことが公共用財産に関する適正な建設道路行政処分であったかどうかは、当審査会の所管する判断対象ではない。

2 しかしながら、別紙図面1の赤道部分が貯水マス（調整池）になり、かつ、赤道を別の場所に付け替え、接合部分が狭小になったことは、正に、旧赤道の用途を廃止し、かつ、別の場所に付け替わり、完成した第二東名高速道路高架の下をかつての様には車両で通行できなくなった状況となっており、旧赤道を車両で通行していた住民に不便を来す結果となったことも事実である。

この処置は赤道の用途廃止又は付け替えにあたり、その際に行政に要求している「用途廃止」の申請書自体を作成または受付し、当該申請書を管理し、もって、住民の監視、知る権利の付託に応えるべきであったのではないかと疑義もある。

3 そこで、今後は「裾野市公有財産管理規則」及び「裾野市公共財産用途廃止事務取扱要綱」に基づき、公共財産の廃止処分等の際に求められている手続文書その様式に従って必ず作成し、分かりやすい形で管理・保存し、裾野市民から開示請求を受けた場合には、その付託に応えるべき体制を整えるべきである。

このことを当審査会としては提言するものである。

#### 第6 審査会の経過

令和4年3月 3日 審査諮問書及び弁明書受理

令和4年3月 8日 審査請求人への意見書提出依頼

令和4年3月23日 審査請求人の意見書受理

令和4年4月11日 第1回審査会（実施機関の説明聴取）

令和4年4月27日 第2回審査会

令和4年5月20日 第3回審査会（審査請求人口頭意見陳述）

令和4年6月22日 第4回審査会

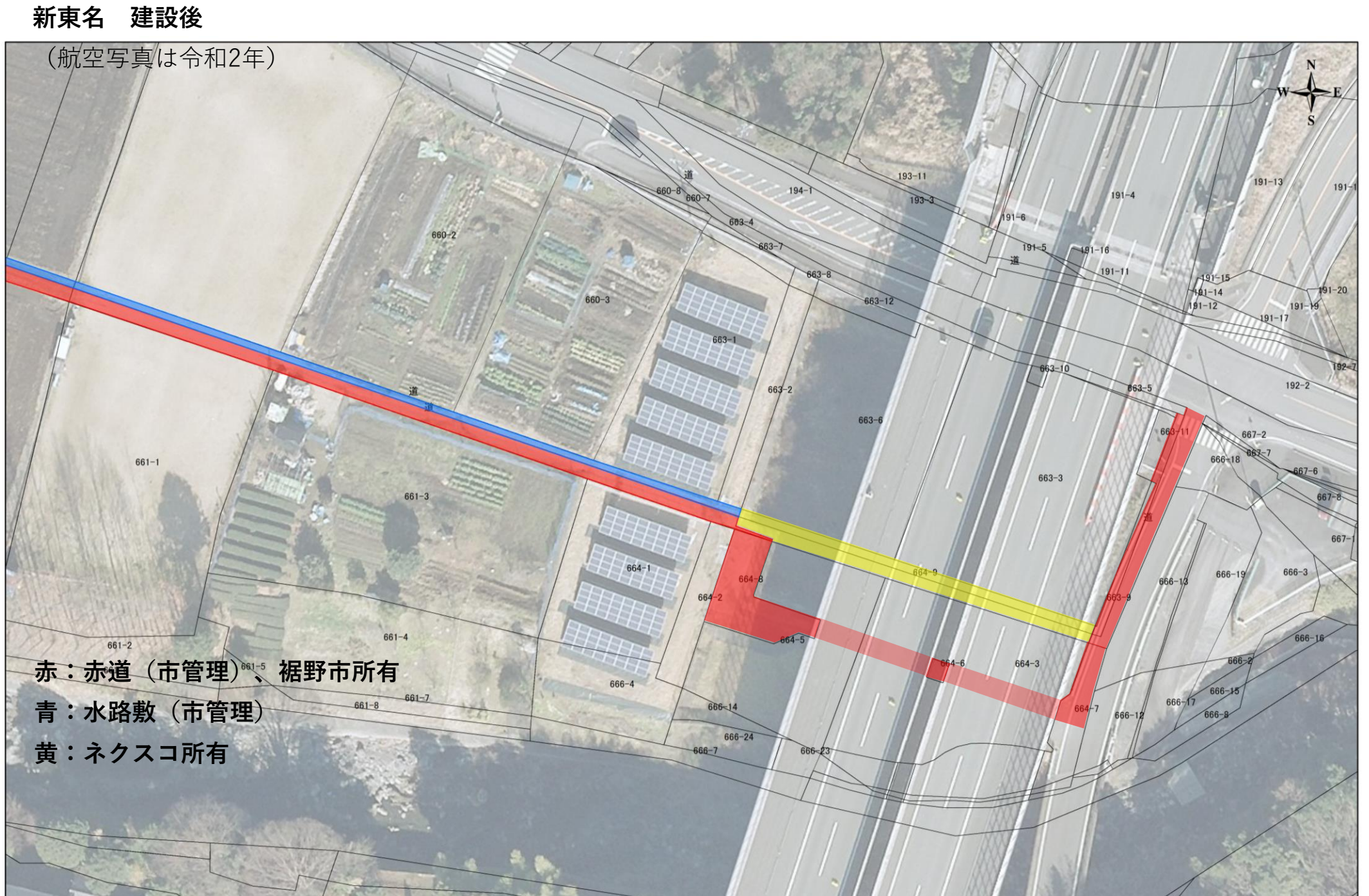
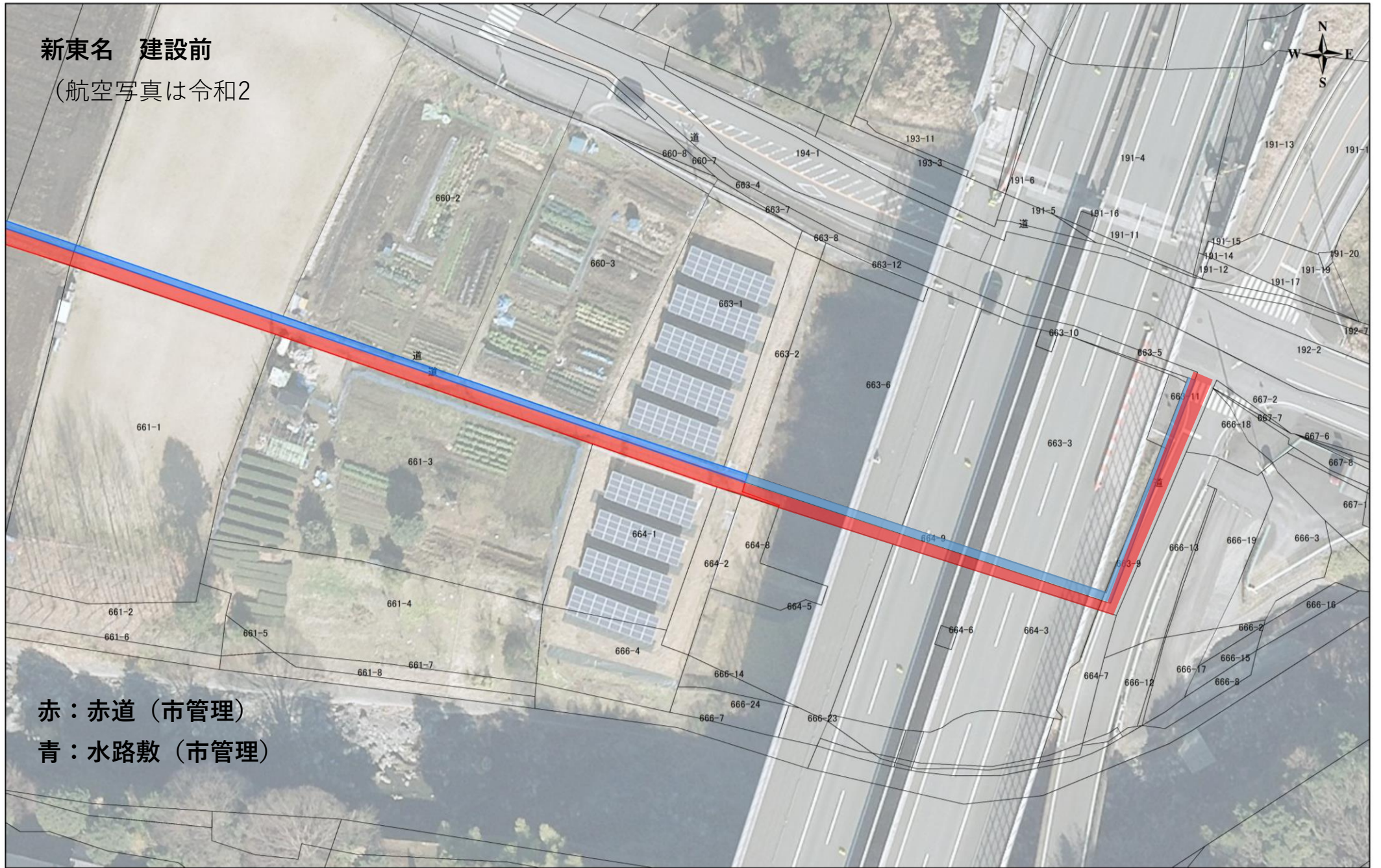
以上

（裾野市情報公開審査会）

委員 伊東 哲夫

委員 小林 靖幸

委員 湯山 貴志子



答申書 資料一覧表

資料 1	位置図
資料 2	位置図（航空写真）
資料 3	公図（写し）（現公図、旧公図、旧々公図）
資料 4	現場写真
資料 5	第二東名高速道路 裾野市 今里地区 設計協議に関する確約書
資料 6	国有財産譲与契約書
資料 7	確認調書
資料 8	移管協定書
資料 9	平成 29 年度 第 5 回裾野市公共用財産引継連絡協議会 結果報告